

長崎市農業委員会 令和4年3月総会 議事録

- 1 日 時 令和4年3月30日(水) 14:00 開会
15:40 閉会
- 2 会 場 長崎市立図書館新興善メモリアルホール(長崎市興善町1番1号)
- 3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄
- 4 出席農業委員(19名)
赤瀬 孝則 井川 義英 石橋 一次 岩永 一也 岩本 隆
後山 裕義 上川 満治 田平 孝廣 鳥越 悦子 永岡 亜也子
平尾 政博 松尾 隆治 峰 忠幸 森山 安男 柳川 八百秀
山口 邦俊 山口 眞佐栄 山崎 実男 山脇 貞雄
- 5 欠席農業委員(0名)
- 6 出席推進委員(23名)
池田 憲二 岩尾 直己 尾崎 正孝 城戸 利美 久保 正
柴原 恵 田中 幹生 鶴田 安明 中村 数昭 中山 辰也
野口 弘人 野本 英世 濱口 雅洋 増田 茂 松本 貞幸
三浦 孝路 森内 悟己 森保 欣也 山下 和孝 浦川 英敏
川添 孝則 濱口 敏夫 村田美津枝
- 7 欠席農業委員(1名)
今村 秀喜
- 8 出席職員
【農委事務局】 前田事務長 川本農政管理係長 木下農地係長 赤池主事
- 9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 ただ今から令和4年3月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。議事進行につきましては、本日は農業委員会等に関する法律第5条第5項及び農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長にお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、3月の農業委員会総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。座って進行させていただきます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は19名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び、長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。

また、推進委員の出席は、23名です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。岩本隆委員と後山裕義委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○岩本委員・後山委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。本日は、付議事項が6件ございます。まず初めに、第1号議案、「農業委員会職員の任免について」、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○係長 それでは、議案書の1ページをご覧ください。令和4年3月24日に、令和4年4月1日付け人事異動の発令がありました。農業委員会事務局職員は「農業委員会等に関する法律」第26条第3項の規定に基づき、農業委員会が任免することになっていることから本議案を提出するものでございます。それでは議案書の2ページをご覧ください。令和4年3月24日に発令された農業委員会事務局に係る令和4年4月1日付人事異動の内示でございます。右側の転入者の欄をご覧ください。水産農林部水産農林政策課の梅野辰朗主事が、農業委員会事務局主事として転入されます。また、農業委員会事務局の酒井主事が、農業委員会事務局専門官になります。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、説明がありましたが、本件については、議案のとおり、農業委員会事務局職員を任免することとしてよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。それでは、本日は転入される方も来ておられますので、

ご挨拶をお願いしたいと思います。

— 転入者挨拶 —

○議長 ありがとうございます。転入される梅野主事におかれましては、どうぞよろしくをお願いいたします。転入される職員の方はここで退席されます。

— 転入者退席 —

○議長 それでは、議事を進めさせていただきます。続きまして、第2号議案「農地台帳登載申請の承認について」ですが、第3号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」4番と関連がありますので併せて審議いたします。それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○係長 第2号議案、農地台帳登載申請の承認についてご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。農地に関する説明は、第3号議案4番においてご説明いたします。本議案では申請者とその構成員及び就業状況や主な農機具等の内容についてご説明させていただきます。

申請者は、1に記載のとおり、宮崎町に所在を置く、〇〇です。〇〇は、在宅の障害者に対し、地域での生活・交流の場、福祉的就労の場等を提供し、障害者の社会参加と自立の支援を図ることを目的とした、障害福祉サービス事業、就労継続支援事業B型を実施しております。今回、当該事業を実施するために必要な施設として、農地法第3条により農地を取得することについて申請がっております。構成員及び就業状況は、3に記載のとおり、理事である〇〇さんのほか、管理者1名、職員2名の合計4人で就労支援事業を行うこととして申請がっております。経営農地面積等につきましては、4に記載のとおりで、今回取得しようとする以下宿町の農地2筆、合計1,175㎡で、利用者との共同作業として、びわの木の剪定・除草等の管理作業や収穫を行うこととしております主な農機具等につきましては、5に記載のとおり、耕うん機3台、草刈機3台、軽トラック1台を所有されております。引き続き、農地に関する部分につきまして、農地係長から説明させていただきます。

○係長 それでは第3号議案4番についてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。本件は、高城台1丁目の〇〇さんが所有する、以下宿町の農地2筆1,175㎡について、宮崎町の〇〇が売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人が遠隔地居住により耕作管理ができないためであり、譲受人が障害者の社会参加と自立支援を図ることを目的に、農作業による就労訓練を行うためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。特別養護老人ホーム永寿園の北東に位置しております。次が、拡大し

たものになります。次が、現地の写真です。こちらが以下宿町〇〇番〇の写真、次が、以下宿町〇〇番の写真になります。通常、農地法第3条の許可を受ける際は、第3条第2項の許可要件を満たす必要がありますが、農地法施行令第2条で「教育、医療、又は社会福祉事業を行うことを目的に設立された法人が、当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合」は、例外的に許可することとなっています。今回は、〇〇が、障害者の社会参加と自立支援を図ることを目的に、農作業による就労訓練に供するものであり、農地法施行令第2条の不許可の例外が適用され、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、第3号の法人要件、第4号の下限面積は適用除外となります。第7号の地域との調和要件におきましては、3月15日に山口邦俊農業委員、柴原恵推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第2号議案及び第3号議案4番についての説明がございましたが、この件について何かご意見、ご質問などはございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案について、原案のとおり承認すること及び第3号議案4番について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案について、原案のとおり承認すること及び第3号議案4番について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より1番から3番の議案の説明をお願いします。

○係長 それでは、第3号議案1番についてご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。本件は、大村市武部町の〇〇さんが所有する、琴海大平町の農地2筆1,059㎡について、長浦町の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が遠隔地居住により耕作管理ができないためであり、譲受人が農業経営の規模拡大のためでございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海北部運動公園の北東に位置しております。次が、拡大したのものになります。次が、現地の写真です。こちらが〇〇番〇の写真、次が、〇〇番〇の写真になります。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしており

ます。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で400日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が28,065㎡であり、下限面積3,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましても、第7号の地域との調和要件におきましても、3月16日に山脇貞雄農業委員、今村秀喜推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、2番についてご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。本件は、為石町の〇〇さんが所有する、為石町の農地1筆302㎡について、為石町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が高齢で耕作管理ができないためであり、譲受人が農業経営の規模拡大のためでございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。市立為石小学校の東側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は2人で450日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が9,582㎡であり、下限面積2,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましても、第7号の地域との調和要件におきましても、3月15日に田平孝廣農業委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。

続きまして、3番についてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。本件は、愛知県稲沢市の〇〇さんが所有する、古賀町の農地2筆1,693㎡について、古賀町の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が遠隔地居住で耕作管理ができないためであり、譲受人が農業経営の規模拡大のためでございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。市立古賀小学校の南東に位置しております。次が、拡大したのものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は6人で660日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が12,715㎡であり、下限面積3,000㎡の要件を満たしております。第7号の地域との調和要件におきましても、第7号の地域との調和要件におきましても、3月17日に赤瀬孝則農業委員、増田茂推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題ないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第3号議案1番から3番についての説明がございましたが、この件について何かご意見、ご質問などはございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案1番から3番について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第3号議案1番から3番について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可後の変更承認申請について」事務局から議案の説明をお願いします。

○係長 それでは、第4号議案1番についてご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。本件は、西松JVが、九州新幹線西九州ルート of 建設工事に伴う並松公民館の代替施設設置のための一時転用について、今回、工期延長のため変更承認申請がなされたものでございます。変更理由としましては、長崎市と鉄道運輸機構との協議により、流末水路ルートが変更され、新並松公民館は完成しているものの、合併浄化槽が水路に接続できないことから、公民館が使用できないためでございます。現在、詳細についての協議中であり、申請期間の令和4年3月31日までが、変更後は令和4年6月30日までとなります。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。船石公民館の東に位置しております。次が、拡大したものになります。赤色で塗りつぶした部分が申請地で、赤枠で囲んだ部分が元の並松公民館の位置でございます。当該地は、農用地区域以外の農地で、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、トンネル口付近の図面です。赤枠で囲んだ部分が元の公民館、青枠で囲んだ部分が新公民館の建設位置でございます。次が、利用計画図です。白抜きの部分が仮公民館の位置になります。次が、現地の写真です。赤で囲んだ部分が、申請地でございます。次が、新公民館の建設状況です。建物は、完成しております。同じく公民館の建設状況です。現在は外構工事を施工中です。立会につきましては、3月17日に赤瀬孝則農業委員、増田茂推進委員をお願いし、隣接農地への影響につきまして、雨水排水の状況、境界等、特に問題はないとの意見をいただいております。

続きまして、2番についてご説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。本件は、西松JVが、九州新幹線西九州ルート of 建設工事に伴う仮設ヤード設置のための一時転用について、今回、工期延長のため変更承認申請がなされたものでございます。変更理由といたしましては、長崎市と鉄道運輸機構との協議により、新幹線用地と里道の境界仕上げ方法及び流末水路のルートが変更になり、工期が延長されたことによるものであります。現在、詳細についての協議中であり、申請期間の令和4年3月31日までが、変更後は令和4年7月31日までとなります。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。船石公民館の東側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、農用地区域以外の農地で、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図

です。転用にかかる赤で囲んだ部分につきましては、変更はございません。次が、現地の写真です。赤で囲んだ部分が申請地でございます。立会につきましては、3月17日に赤瀬孝則農業委員、増田茂推進委員にお願いし、隣接農地への影響につきまして、雨水排水の状況、境界等、特に問題がないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第4号議案についての説明がありましたが、この件について何かご意見、ご質問などはございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案につきましては、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第5号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成について」事務局から議案の説明をお願いします。

○係長 それでは、第5号議案1番についてご説明いたします。議案書の8ページをご覧ください。本件は、山口県周南市の〇〇さんが所有する、宮崎町の農地1筆3,028㎡について、長崎市地産地消振興公社が3年間の賃貸借により利用権の再設定を行うものでございます。設定後の利用につきましては、新規就農者などの研修用圃場として利用しております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。川原大池の北西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査は3月15日に田平孝廣農業委員、森安欣也推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題がないとの意見をいただいております。

続きまして、2番と3番につきましては、関連がございますので、併せてご説明いたします。議案書の8ページをご覧ください。2番は、長浦町の〇〇さんが所有する、長浦町の農地3筆2,675㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地3筆2,675㎡について、10年間の使用貸借により、琴海形上町の〇〇さんへ利用権の設定を行うものでございます。

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。3番は、琴海形上町の〇〇さんが所有する長浦町の農地1筆604㎡について、長崎県農業振興公社が10年間の使用貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今、説明いたしました農地1筆604㎡について、10年間の使用貸借により、琴海形上町の〇〇

さんへ利用権の設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、4,688 m²となり、利用につきまして水稻を予定しております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海地域センター長浦事務所の北西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。こちらが2番の〇〇番〇、〇〇番、〇〇番〇の写真、次が3番の〇〇番〇の写真になります。現地調査は、3月16日に平尾政博農業委員、久保正推進委員立会いのもと現地を確認し、特に問題がないとの意見をいただいております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から第5号議案について説明がございましたが、何かご意見、ご質問などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第5号議案について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第6号議案「非農地の判断について」事務局から議案の説明をお願いします。

○係長 それでは、第6号議案についてご説明いたします。議案書の11ページをご覧ください。表の下の方に集計をしておりますが、申出件数が8件、合計筆数が32筆、合計面積が14,534.42 m²について、非農地通知申出書が提出されております。

議案書の10ページにお戻りください。1番は、福岡県行橋市の〇〇さんが所有する脇岬町の農地2筆で、面積は521 m²でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。野母崎ゴルフクラブの南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。こちらが〇〇番〇の写真、次が、〇〇番〇の写真になります。現地の立会いは、2月15日に山口邦俊農業委員をお願いしております。

続きまして2番は、高城台1丁目の〇〇さんが所有する以下宿町の農地の農地16筆で、面積は7,746 m²でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。野母崎ゴルフクラブの北西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の写真が15枚ほどございます。現地の立会いは、3月15日に山口邦俊農業委員、柴原恵推進委員をお願いしております。

続きまして3番は、竿浦町の〇〇さんが所有する竿浦町の農地3筆で、面積は633 m²でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。

市立土井首中学校の南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の写真が3枚ほどございます。現地の立会いは、3月15日に柳川八百秀農業委員、中村数昭推進委員にお願いしております。

続きまして4番は、大村市武部町の〇〇さんが所有する琴海大平町の農地3筆で、面積は2,063.42㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。琴海北部運動公園の北東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。こちらが〇〇番〇と〇〇番〇の写真、次が、〇〇番〇の写真になります。現地の立会いは、3月16日に山脇貞雄農業委員、今村秀喜推進委員にお願いしております。

続きまして、議案書の11ページをご覧ください。5番は、高浜町の〇〇さんが所有する高浜町の農地2筆で、面積は298㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。高浜海水浴場の南東に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。こちらが〇〇番〇の写真、次が、〇〇番〇の写真になります。現地の立会いは、3月15日に山口邦俊農業委員、柴原恵委員にお願いしております。

続きまして6番は、住吉台町の〇〇さんが所有する京泊3丁目の農地1筆で、面積は585㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の立会いは、3月16日に井川義英農業委員、野本英世推進委員にお願いしております。

続きまして7番は、京泊3丁目の〇〇さんが所有する京泊3丁目の農地4筆で、面積は2,127㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の写真が4枚ほどございます。現地の立会いは、3月16日に井川義英農業委員、野本英世推進委員にお願いしております。

続きまして8番は、光町の〇〇さんが所有する京泊3丁目の農地1筆で、面積は561㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の立会いは、3月16日に井川義英農業委員、野本英世推進委員にお願いしております。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただいま事務局から第6号議案について説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第6号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第6号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「農業委員会市長表彰の報告について」事務局から報告をお願いいたします。

○係長 それでは、報告事項1、農業委員会市長表彰についてご報告させていただきます。本日13時より市役所本館3階第1応接室にて、山口眞佐栄委員、鳥越悦子委員、上川満治委員が、平尾会長、向井事務局長、相川農林振興課長同席のもと、長崎市農業委員会市長表彰基準に基づき、田上市長から農業委員在籍期間10年の表彰を受けられましたのでご報告いたします。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。山口眞佐英委員及び上川委員におかれましては、茂木地区において、鳥越委員におかれましては、東長崎地区において、長きにわたり、農業委員会活動及び長崎市の農業の振興に寄与していただきまして、誠にありがとうございます。今後とも、農業委員会活動にご尽力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。続きまして、報告事項2「事務局長専決事項の報告について」、事務局から説明をお願いします。

○係長 報告事項2についてご報告いたします。報告事項の資料の1ページから2ページをご覧ください。農地法第3条の3の規定により、相続の届出が義務づけられているもので、先月は、10件の届出がありました。続きまして、資料の3ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の市街化区域内での転用の届出が、3件提出されました。続きまして、4ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の市街化区域内での権利の移動に伴う転用の届出が、6件提出されました。合計19件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項3「長崎県農業会議常設審議委員会について」、私の方から報告いたします。会議は、3月10日に開催されました。資料は、6ページと7ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

続きまして、報告事項4「農業委員会による最適化活動の推進等について」、事務局から説明をお願いします。

○係長 それでは、報告事項4についてご説明させていただきます。資料をご覧ください。まず、資料の6ページから14ページにかけて、令和4年2月2日付けで農林水産省経営局長から、農業委員会による最適化活動の推進等についての通知がありましたので、掲載し

ております。また、この通知を踏まえ、資料15ページから21ページにかけて、2月25日付けで同局農地政策課長から、局長通知に伴う目標の設定等の事務の実施及び公表に当たっての必要な様式等を定めたことについて通知がありましたのでその分を掲載しております。

資料の1ページにお戻りください。それぞれの通知の内容を抜粋したものになります。説明についてはこの資料に沿って行わせていただきます。まず、通知の概要でございますが、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく最適化活動を実施するにあたっては、その成果目標及び活動目標を設定し、農地利用最適化推進委員及び最適化活動を行う農業委員が記録する当該活動の具体的な状況について、当該活動の目標に照らして点検・評価を行ったうえで、公表することが重要であること、また、推進委員と農業委員との役割分担及び連携が適切に図られることが必要とされることから、最適化の目標の設定、推進委員と農業委員との役割分担等についての考え方を国がまとめたものになります。基本的な考え方については、記載のとおりです。

次に、最適化活動の目標の設定についてですが、農業委員会は、翌年度の最適化活動の成果目標を設定し、当該目標を達成するために最適化活動の活動目標を、毎年3月末までに設定し、4月末までに公表するとともに、都道府県知事に報告することとされております。なお、令和4年度の目標設定及び公表・報告については、今の説明にかかわらず4月以降迅速に行うよう努めることとされております。(1)の成果目標の設定についてご説明いたします。項目が「農地の集積」、「遊休農地の解消」、「新規参入の促進」の3つの項目になっております。まず、アの農地の集積についてですが、対象者は担い手の定義になっている認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農経営になります。目標設定の考え方は、まず、指針において、令和4年度以降の農地の集積目標を80%以上に設定している場合は、当該集積率が目標となりますが、長崎市農業委員会の指針は令和5年度が最終年度となり、最終目標を80%以上に設定しておりませんので、従いまして、都道府県が定めた目標、長崎県が令和12年までに82%という集積率を目標として設定しておりますので、この82%を設定する必要があります。

資料の2ページをご覧ください。次に、イの遊休農地の解消についてですが、これにつきましては、a既存の遊休農地の解消と、b新規発生の遊休農地の解消に分けられています。まず、aの既存の遊休農地の解消ですが、(a)緑区分については、令和3年度の利用状況調査により判明した緑区分の遊休農地を令和4年度から令和8年度までの5年間で解消することとし、令和4年度から令和8年度までの毎年度、当該遊休農地の面積を5分の1ずつ減少させることとされております。なお、当該遊休農地のなかで、用排水及び接道の条件が悪い狭小地や傾斜地であるなど、農地として利用することが著しく困難であることが形状又は性質から明らかであり、かつ、今後、農地として利用する見込みがないものは除外できるとされております。

次に(b)黄区分についてですが、令和3年度の利用状況調査により判明した、黄区分の農地を、都道府県・市町村・農地中間管理機構等と協議し、基盤整備事業の実施など黄区分の遊休農地の解消のための工程表を作成することとされております。

次にb新規発生の遊休農地の解消についてですが、活動年度の前年度の利用状況調査により新たに判明した緑区分の遊休農地については、当該活動年度にその全てを解消することとされております。これは令和3年度に新たに発生した新たな緑区分の遊休農地を令和4年にはすべて解消しなさい、ということになります。

次にウの新規参入の促進ですが、農地の所有者から、新規参入者に対する貸付等を行うことについて同意を得た農地を取りまとめて公表するものとされており、平成28年度から平成30年度までの各年度において権利の設定又は移転が行われた農地の面積の平均の1割以上となることを目標とすることとされております。

これらの目標を達成できるよう、推進委員等の担当区域の実情を踏まえて、担当区域ごとに、今説明した成果目標のうち、アの農地の集積、イのa(a)緑区分の解消、ウの新規参入の促進の目標をそれぞれ設定することとなっております。

資料3ページをご覧ください。(2)活動目標の設定についてご説明いたします。活動目標についても3つの項目があります。

まず1つめ、「推進委員等が最適化活動を行う日数」についてですが、先ほど説明した成果目標の達成に向けてふさわしいものとなるよう、地域の実情を勘案しつつ、最適化活動の活動日数を目標として設定することとされております。なお、日数の考え方につきましては、活動時間にかかわらず活動した日は、1日としてカウントすることとなっております。

次に、2つめ、「活動強化月間の設定」についてですが、毎年度3か月以上の活動強化月間を設定することとなっております。これにつきましては、新たに何かに特化して活動を行うということではなく、今まで行っている活動で、例えば、農業者年金加入推進活動を集中的に行う期間を戸別訪問強化月間と位置付けるなど、今行っている取組みを強化月間として取り扱ってよいとされております。

次に3つめ、「新規参入相談会への参加」についてですが、県や市等が実施する新規参入相談会に推進委員等が1名以上参加することとされております。

以上が成果目標及び活動目標の設定の考え方になりますが、現在長崎県農業会議のほうで、この目標の設定方法について整理を行っておりますので、この整理を受けて今後遅くとも5月までに、長崎市農業委員会としての目標及び委員それぞれの目標を設定することになりますので、よろしく願います。

次に、3ページ中段以降の「活動記録簿」についてご説明します。令和4年度から活動記録簿は、全国農業会議所が作成した様式を使用することとしております。記載方法につきましては後程説明いたしますので、この活動記録簿の取扱いについて、先に説明をさせていただきます。まず、これまでも委員の皆さんには活動記録簿を記載していただいておりますが、最適化活動を実施した月日、場所、相手方、活動内容等を具体的に記録した記録簿を引き続き作成していただくこととなります。活動記録簿を作成した委員の皆さんは、毎年度当該記録簿の内容に基づき、先ほど説明いたしました最適化活動の実施状況及び目標の達成状況について、自ら点検・評価をしていただき、その結果を翌年度の4月末までに農業委員会に提出していただくこととなります。この提出を受けまして農業委員会

は、提出された点検・評価の結果を5月末までに、総会の場で点検・評価し、その結果を委員の皆さんに通知するという流れになっております。

資料の4ページをご覧ください。次に、「推進委員と農業委員の役割分担について」ですが、「推進委員」は各担当区域内において、農地の出し手及び受け手の意向の把握、把握した意向を踏まえた農地の斡旋等の最適化活動を実施すること、「農業委員」は最適化活動の実施状況を把握した上で、推進委員に対して必要な支援を行うこと、というようにそれぞれの役割分担を明確に定めた上で、その役割に即して密接に連携することが適当であるとされております。また、総会において農地の権利の設定又は移転の許可等を審議する場合は、その農地が所在する区域を担当する推進委員に対して、意見を述べる機会を提供することとされております。この件につきましては、先日開催しました運営委員会でも協議がございまして、来月4月の総会から、付議事項に係る現地調査を行っていただいた推進委員の方に、当該農地の状況等について、ご意見を述べていただくこととなりましたのでよろしくお願いいたします。

次に、「中立委員の役割の発揮について」ですが、中立委員に対して地域農業の実情を知る機会を提供し、また、総会において中立委員が発言する機会を積極的に設けることが適当であるとされております。

資料下段の「その他」としまして、現在、国において、10年後の目指すべき農地利用である「目標地図」を具備した「人・農地プラン」を地域のマスタープランとして法定化することが検討されております。その中で、農業委員会の役割としては、目標地図の素案を作成することが求められております。素案の作成につきましては、今後導入される予定のタブレット端末を活用して、地域の農業者等の意向等を把握し、システムに入力していくことにより、その結果が地図として自動的に作成されることとなっております。そのために、まず、担当する地域ごとに関係機関や地域の農業者と一緒に、改めて、守るべき農地について検討し、当該農地の所有者等について意向調査を行っていくことが必要となってきます。

以上が、農振水産省経済局長及び同局の課長による「農業委員会による最適化活動の推進等について」の通知の主な内容になります。5ページには今説明した概要をまとめた資料を添付しておりますので後程ご参照ください。

資料の22ページをご覧ください。4月から使用していただく活動記録簿になりますが、現在農業会議に発注しており、明日までに納品される予定となっております。各委員の皆さんには、納品され次第速やかに郵送にてお渡しさせていただくこととしております。23ページをご覧ください。記録簿を記載するにあたっての留意事項です。皆さんの日々の営農活動や生活が農地利用最適化に結びつく場合がありますので、活動記録簿には見たこと、聞いたことをどんどん記載してください。例えば、「自宅から圃場へ移動する途中で、新たな遊休農地の発生や違反転用に気づいた」ということは、農地の見守り活動に該当します。また、「あぜ道で立ち話をしていたら、農地を誰かに貸したいと相談を持ち掛けられた」ということは、仲間への声掛け活動に該当するなど、あまり最適化活動として意識していなかった日常の出来事が立派な最適化活動になりますので、これまで以上にどんどん記録簿

に記載していただきますよう心掛けていただきたいと思います。表には、農地の見守り活動と仲間への声掛け活動の例を記載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。なお、表の2列目の「活動項目」は、資料24ページの活動記録簿記入要領の大項目の1から6、中項目の①から⑤、小項目のアからオをそれぞれ参照していただき記載していただくことということになります。

25ページをご覧ください。活動記録簿の記入例をいくつか紹介しております。1つめ、上の段になりますが、「道すがら荒れている農地がないか確認した場合」ということで、まず、どの事例においても必ず記載が必要となる項目が、オレンジ色で色付けしております日付、活動時間、場所、項目、詳細の欄になります。項目の記載については、先ほどのページの活動記録簿記入要領の表の部分で話しておりますが、この例につきましては、24ページの記入要領の水色で示した部分になります。3の遊休農地の発生防止・解消、①の現地確認、イのその他になりますので、「3-①-イ」と記載していただくことになります。また、詳細の欄には、できるだけ具体的に内容を記載していただくことになっております。

記入例の2つめですが、「農地の所有者から農地の賃貸借の解約に関する相談があった場合」ということで、先ほどの必ず記載が必要となる項目以外に、3行目の属性ということで、この例で言えば、「出し手」に丸、5行目の意向概要の欄に、この例で言えば、売りたい、売、貸したい、貸、及び対象農地の面積及び農地バンクの活用意向の有無について記載していただくことになります。項目につきましては、24ページの黄色で示している部分になりますが、2番の担い手への農地の集積・集約化、①の出し手・受け手の意向把握ということで、項目の欄には2-①と記載いたします。26ページにも例3として、「圃場で近所の農家からの相談に対応した場合」、例4として、「有休農地の解消活動を実施した場合」の記載例がありますので、参考にしていただきたいと思います。また、記載していただくに当たりましては、複雑なところもありますので、慣れるまではしばらく書き方等について、悩まれるかと思いますが、その都度事務局に問い合わせただければと思います。

27ページをご覧ください。この表が委員の皆さんごとの点検・評価シートになります。(1)の最適化活動の実施状況の表には、記載した活動記録簿を基に月ごとに内容を記載していただき、(2)の成果目標の達成状況及び自己点検・評価の結果については、①成果目標の達成状況の欄に、設定された目標に対する実績の記載を行い、②の自己点検・評価の欄にそれぞれ達成状況等を踏まえた結果を記入することになります。

下段の2の農業委員会による点検・評価の欄につきましては、1を記載後それぞれの委員から提出いただいたものを総会の場で確認していただき、その確認結果を記載する欄になっております。今、説明をしましたが、まず農業会議から言われているのは、4月1日から活動記録簿をどんどん書いてください、ということが言われております。それで、そこ中には先程言ったように、総会に来る途中で圃場を見た時に「今日は何事もないね」ということで全然構わないとか、他に出かけるときに農地を見かけて異常がなかったとか、ユンボが入っていたとか、そういうことについて、見るだけでも活動になるので書いてくださいと言われております。また、集落の集まりで農地の話になったことも、スーパーでの

立ち話でも、電話での対応などもすべてが、仲間への声掛け活動とか見守り活動に当たるということになりますので、まずはどんどんその活動を活動記録簿に記録することをやってみてくださいということで連絡がきております。

長くなりましたが、農林水産省経済局長及び同局課長から通知のあった、農業委員会による最適化活動の推進等についての概要の説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件についてみなさんからご意見、ご質問等をいただきたいと思いますのですが、まず成果目標と活動目標の設定の方法について、ご意見・ご質問などがあれば、お尋ねをいただきたいと思いますのですが、ご理解いただけましたか。

○委員 わからないことばかりなんですけれども、2ページの令和3年度の利用状況調査により判明した「緑区分」とか「黄区分」とか、これは初めて聞くような気がするんですけれども、説明をお願いします。

○係長 今、ご質問がありました、まず「緑区分」ですが、これは、1号遊休農地、要は、過去1年以上に渡って、農作物の作付けが行われておらず、かつ、今後も農地所有者等による農地の維持管理、要は草刈り・耕起等や農作物の栽培がおこなわれる見込みがない農地のうち、草刈り等で直ちに耕作可能となる農地、草刈り等をすれば耕作可能になるような農地が緑区分ということになります。それから黄区分というのが、1号遊休農地のうち、草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業の実施などで農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地、要は、何か手をかければまだ農地として復活する見込みのある農地ということで分けられております。

○議長 わかりましたか。これは、今まで緑がAと言っていましたよね、黄がB、利用状況調査で、ですね。どうですか、この目標の設定はできますか。

○会長職務代理者 1年間のうちに3か月間は強化月間として目標を設定しなければならないということは、ほとんど農業委員会活動をしていかないといけないということにも繋がるわけですね。だから、こういったことに対して自分が反論するわけにはいかないと思いますけれども、何か農業委員・推進委員の縛り付けとしか理解できないような内容だろうというふうに思います。だから、これに慣れるためにはしばらくかかるし、大変だと思います。だから、皆さん方も自分の農地に行かれる時に、誰かと会うということが、1日のうちにゼロという日が何日もあると思うんですよね。まあ、皆さん方は農業委員・推進委員ですから、農地に行かれる時に近くに行くのを遠回りして、あそこの農地はどうだろうかちょっと回ってみようかと思わない限り行かないだろうし、あの人はどうしているかなと安否を気遣わないとそちらの方にも行かないだろうし、そういうことから考えると、本当にこれは大変だと思います。この活動は大変ですけれども、その一日一日を必ずこの活動記録カードに書いて下さいということですから、この事務処理自体も大変だと思います。

目標の設定もこれもどうすればいいのか大変だと思います。事務局からの指導を受けながら進めていかなければ、各委員だけではどうなのかなというところもあります。

○委員 やはり、地区ごととかで集まって、事務局とかからよく説明を受けてしないとこれを見ても簡単にいかないし、わからないところが結構あるんですよね。たくさん集まってもよくないでしょうから、私のところだったら、木場地区や西山地区ですね、農業委員と推進委員が集まって、やはり意見を言い合って理解をしないと、簡単にいかないと思うんですよね。その点事務局はどう思いますかね。

○係長 有難うございます。〇〇委員それから職務代理者が言われたように、結構、国からの説明の場でも現場からは今のような意見は出ております。それで目標設定について私達もどのような形で、全体に対して、それぞれの地区の実情に応じて設定するというふうになっているんですけども、その地区の中でも状況は違うということになりますので、そこは慎重に今、〇〇委員がおっしゃったように、目標設定については、全体の目標については、あらかじめ基準が定められていますので、それに基づいて各地区地区で、小さな所で集まって改めて設定していく必要があるのではないかと考えております。ちょっとさっき職務代理者がおっしゃったように事務量が増えるんですが、まずは活動記録簿を頑張ってお書いてくださいというところは、言われておりますので、大変になるかとは思いますが、記載をお願いできればと考えております。

○委員 それと、「声かけ」というのは、こちらの方からの声かけ、例えば、畑にいて「どうね」と声をかけることもいいんですかね。向こうからかけられるのではなくて、こっちからかけてそれを活動としてあげるということもできるんですかね。

○係長 はい、その分も確認をしているんですが、こちらからの声かけ、相手方からの尋ねられ、全て声かけ活動としていいと言われております。それが、声かけを目的に行っただけではなくて、どこかで会った時にちょっとでもそういう話になれば、それは声かけ活動という形、さっきありました圃場に行く時、それから今のように総会に来られる時、集落の会議に行く時に、多分委員さん達も日常的にぱっと畑が目に入ると思うんですけども、その目に入ったということだけでもいいと、これは県を通じて国の方にもそのような活動は大丈夫ということでは言われておりますので、さっき説明の中で3の①のイ、「遊休農地」の見守り活動で「その他」という部分が、圃場を見回った、という活動になるんですけど、その活動の項目、それから声かけ活動の2の①ですね、そういった項目が、結構多くなるのかなと思ってはおります。何しろ大変ということは重々承知しているんですが、そのような活動も大丈夫ということでは確認をしております。

○議長 他にございませんか。

○委員 声かけ活動って、ちょっと話して、「あら」と話をしますでしょう、顔を見合わせて。その時、その時間を書くというのが、どのくらい話したのか見当がなかなかうまくいかないと思うんですけれども。

○係長 そこはですね、大体でいいです。1分しようが、何時間しようが、国としては1日としてカウントしなさいということしかないので、その話した時間の中で、農地の部分はこれだけしか話してないよね、というそこまでの厳密さは求めていませんので、そのような話になった、ああ、5分位かな、10分位かな、そういうような感覚で大丈夫ということをお願いします。

○委員 立ち話した場合ですね。それでこの用紙の大きさですけれども、この大きさでは私見えないんですよ。もうちょっと字が大きくなるんでしょうかね。

○係長 まだ、現物が事務局にも届いていないので、何とも言えないんですが、文字の大きさとかは変わるかもしれませんが、大きさ的には、A4の紙に2個分書くような形にはなっています。それで、1枚ものではなくて冊子みたいな形で綴ってあって、それを切り取ったりして書いていくようになるので、なかなか拡大などは難しいかなと思っているんですけれども、届き次第早急に送らせていただきたいと思います。

○事務長 皆さんどのくらい活動をしなればいけないのかというところを、不安に思っているんじゃないかと思うので、21ページを見てもらっていいでしょうか。「推進委員等の評語」ということで、下の表2の所に(1)成果目標と(2)に活動日数目標とあると思います。国はこういった表を使って、これをぱっと見た時に(2)活動日数目標の②の月当たりの最適化活動の日数という欄がありますが、ここに6日から7日は4点、点数としてあげますよと、8日から12日最適化活動をしたら8点あげますよと、13日以上だったら12点あげますよというふうなことが書かれているんですけれども、結局、何を言いたいかという、6、7日は働いてくださいよと、最低そのくらいは活動してくださいよ、そういう目標を立てて下さいよと、というような表なんですね。月1回でもいいのか、月2回でもいいのかと皆さん思われているかと思うんですけれども、成果目標を達成するには、最低このくらいの活動をしなればいけないだろうということ国は思っているので、この目標を最初ですので、6日とか7日位に個々人で目標を設定されて、まずそれを、今、係長のほうから活動に取り組んだことは何でも書いてくださいということなので、そういった活動をしたことを6回か7回書いてくださいと、一月にですね。そういったことだと思うんですよ。だから、まずはそういったところを基準にして活動記録簿に書いてくださいよと。なかなか圃場への行き帰りでそう人にも会わないとおっしゃるかもしれないんですけれども、とりあえずそのような書けるところから書いてくださいよと、そういうふうなことですね。当然皆さんお仕事もあり、活動も制約されると思いますので、まずは、できるところから、このくらいの目標を立ててやりましょうということなんですね。これは

活動をどの位しないといけないのだろうかという疑問を少しでも解消できればと思ってお話しをさせていただきました。

それで、今まで成果に対して交付金が割合的に多く交付されていたということですがけれども、今度からこの活動に対して国から県を通じて入ってくる皆さんの報酬になる部分ですね、そちらの部分が活動したことによって、当然、活動したけれども何も出ないということではなくて、活動をたくさん積み重ねることで交付金も上がる、報酬も上がるというふうにはなっているみたいですがけれども、まだ国の要綱等が正式には定まっていないので、本当に計算式などもまだ提示はされていないので、ただ、活動をすることで皆さんの報酬が上がるということは聞いておりますので、そういったことでまずは取り組んでいただきたいと思っています。

○委員 その達成率なんですけれども、110%と以上とかってなっていますよね、4点いくと110%以上達成ということになるんですかね。25点以上は、「目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られた」となっていますよね。これはどうなっているんですかね。

○事務長 そうですね、達成率をそれぞれ超えたら、それぞれに応じた点数がもらえるということなんですけれども、ただちょっと見ていただいたらわかるんですけれども、成果目標のところ、仮に皆さんが達成率90%未満だったとします。農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進、これ全部90%未満だったということになった場合、みんな1点、1点、1点なんです。それで合計したら3点しかもらえない。成果目標が90%未満、こういったことになった場合でも、日数目標、例えば目標を7日位していたと、7日位にしていて、実際に8日活動をしたということであれば、②の最適化活動の日数のポイントとしては、8日活動したから8点もらえると、そして、目標は元々7日だったのに8日働いたので、目標を上回ったということで、①の達成状況では6点がもらえて、8プラス6で14点もらえるということで、14点と先ほどの成果目標を足して3点しかもらえなかったのが、この活動日数目標の方がかなり稼げるということで、報酬の方にも反映するというふうなお話しを聞いています。これがたぶん、活動のほうにシフトをしたという点数表だと思うんですよね。当然、成果の目標のほうも頑張っていたのに越したことはないんですけれども、結果として90%未満だったということでも、たった3点しかもらえないんですけれども、それでも活動のほうでは14点もらえるということで、活動をしっかり評価しますよ、ということになっております。以上です。

○委員 その農地の集積率と達成率の兼ね合いというものは、どうなんですかね。農地集積で4点や110%とか出ていますよね。

○係長 要はですね、〇〇委員が言われているのが、個人個人のところなんですけれども、まず、大きなところで農地集積に限って言えば、82%、要は担い手に経営耕地面積のうちの82%を担い手に集積しなさいという形になっているので、現実には今長崎市が担い手への

集積率が15%位なので、ものすごく、もう、机上の、絵に書いた餅のような目標になっていますので、ここを100%各地域の実情に応じた集積率とした場合にも、設定の仕方は先ほど言ったように各地域ごとに話をして設定したいと思っているんですけども、なかなか90%、100%というのは厳しいのかなということでは思っております。

○推進委員 基本的なことでお尋ねします。長崎市の推進委員ということで活動をしているんですけども、各地区の範囲での回答になるんですか。それとも長崎市全体のこととして書いていいんでしょうか。

○係長 各推進委員さんごとの集積については、担当地区はそれぞれあるかと思うんですけども、もちろん、担当地区をまたがって活動した分も活動と捉えて問題ないかと思っています。ただ、最終的に長崎市農業委員会全体としての分はもちろんですが、市内全部の合算という形での成果、活動実績ということで算出することにはなりますが、基本的には、各委員さんの受け持つ地域ごとでの実績を成果として出していただくという形になるかと思えます。

○議長 事務局としては、目標設定はどういうふうに具体的に考えていますか。皆さんに設定していただく訳ですが。

○係長 すみません、まだここ、具体的に詰めていかなければいけないと思っている中での話なんですけれども、言ったように全体の目標は決まります。それを地区ごととした時に、なかなか、この地区がどう、この地区がどう、というのは設定が難しいのかなというところも思っている中で、そうした時に、ある程度平均的に共通の目標を考える必要があるのかなと思っております。そこを踏まえた時にもやはり極端な話、集積で考えた時に琴海地区それから旧長崎等ということでした時に、たぶん集積に差がものすごく出てきます。そういうことにもなりますので、そこは慎重に考えていく必要があるんじゃないかなと思っております。そこをもう少し検討・協議して目標の求め方については考えていきたいと思っております。

○議長 他に質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 やってみたいとわからないですから、やっていけば、問題や課題も出てくるんじゃないかなと思いますので、とにかく何でもやったことは書いてください。もし、何も無い時には、訪問してもいいと思います。そして農地のことをちょっと尋ねてみるとか。さっき話にもありましたように、皆さんと会われた時には「あそこはどうしてるね」「ここはどうしてるね」と声をかけてもらって、それを活動として記録してもらえばいいのかなと

思いますので、毎日の状況を、だんだん遊休農地は増えていきますので、「あそこも遊休農地になったよ」ということで書いてもいいんじゃないですか。ぼちぼち書いてもらって、わからないところは事務局にも電話をしてもらって、次の総会の時には、寄って皆さんと議論していいんじゃないかと思います。先程ちょっと係長から話がありましたように、4月の総会から推進委員さんに現地確認をしていただいた分は、その現地の状況を一言ずつ報告していただくようにしておりますので、それも活動の一環ですので、その推進委員が休まれた時には、担当された農業委員の方でも結構ですので、それも活動の一環として記録してもらって結構だと思いますので、こまめに書いてみてください。

○係長 すみません、今会長から話がありました総会の時に推進委員さんが意見を述べられる分というのが、先ほどの資料の24ページを見ていただいて、ここの2の担い手への農地の集積・集約化のところの中項目の④に「総会に出席し意見を陳述」という項目があるんですけども、先程言ったように現地調査をして意見を述べられた委員につきましては、2の④ということで詳細項目のところについては、「総会に出席して3条申請に伴う意見を述べた」と、そのような形で随時書いていただければ、これは活動ということになっておりますので、記載をお願いしたいと思います。それから、年間の活動強化月間を定めなさいということで、話をさせていただいたんですが、これについては補足なんですけれども、月間を定めて毎日しなさいということではなくて、委員全員が同じ取組みをこの月には頑張ってしまうということなので、例えば、年金のパンフレットを配るのをいつも12月とか、1月とかにお願いしていると思うんですけども、それを加入推進月間ということで、定めていいということになっておりますので、毎日その月だけ頑張っしなさいということではないようなので、そこを補足で説明させていただきます。

○議長 今年度の基礎となるのが、4月から何月まででしたかね。

○係長 最適化交付金の算定の基準が、令和3年度、今年度までについては、4月から3月までの活動実績、それから成果実績が暦年で、去年の1月から12月までの成果に該当する実績があった場合には成果実績ということで算定されていたんですが、令和4年度からは、前年度の実績が翌年度の報酬の配分になるということで、例えば、令和5年度の最適化交付金の算定基準は、令和4年度1年間の活動実績に基づいて交付されることとなっているんですが、令和4年度については、4月から9月までの実績を以って令和4年度の交付金を決めるという形になっています。

○議長 ですから、利用状況調査とか何とかも、できたら4月から9月までの間に頑張っ活動をしてもらって色々な活動もその中に出してもらえば、どうかなと思いますので。無断転用の見回りも8月にしますので、そういったものを含めて一応強化月間と言いますけれども、これから3か月の間は利用状況調査を頑張っやるぞとか、年金の加入推進をやるぞとか、全国農業新聞をやるぞとか、そういうことを書いておいてもらえば、

いいんじゃないかと思しますので、そう難しく考えないで、目標ですからあくまでも。どれだけやれるかは各々の目標の考え次第ですから。そういうことでやってみてください。

○委員 農業委員と推進委員と一緒に回る場合も実績にしていいますか。

○係長 さっき説明したなかで、国の通知の中では、役割分担をはっきりさせるようにとあるんですけども、実情としてはほとんどの自治体がそうなんですけれども、やはり一緒に活動しています。そういった中で、やはり一緒に活動した分はどちらかの活動ということではなくて、それぞれの活動ということで記載していただいて、今まで通り活動していただいて問題ないと思います。

○委員 20 ページ、21 ページの表に「目標の達成率」というのがありますよね。その目標というのが例えば、農地の集積とか2番の遊休農地の解消とかいうのは、例えば何㎡とか面積で表して目標を設定するとか、新規参入は何人とか、何件とかそういう目標の設定をどのようにしてするんですか。例えば、地区別に違ふとか、そうじゃなくて長崎市の農業委員会はいくらとか数字でしないと達成率というのは計算できないですよ。その辺はどんなんでしょう。

○係長 設定の仕方ですね、先ほども質問がございましたが、長崎市農業委員会全体としての目標は必然的に出てくるんですが、それを地域に落とす分については、地域の実情を踏まえて一緒に検討していかなければいけないと思っているんですが、全部数値です。集積目標も何 ha、新規就農者の面積も何 ha ということで、資料 27 ページの(2)中段から下のほうに表があるんですけども、農地面積、新規集積面積、集積面積、それから遊休農地、新規参入ということで、全部面積、ha で数字を出すような形になっておりますので、その基準をどうするかというのは、慎重に考えていかなければならないと思っております。

○議長 よろしいですか。そういうことでわからない点は事務局に聞いていただいて、まずは活動して書いてみてください。今度からは活動が主ですから。御協力をよろしく願います。

それでは、他にないようでしたら、続きまして、その他の事項 1「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項 2「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○係長 それでは、まずその他の事項 1 についてご説明いたします。資料の 1 ページをご覧ください。全国農業新聞の購読者の獲得についてですが、先月の報告以降 2 件の中止依頼があり、現在の購読部数は 126 部となっております。令和 4 年度の目標部数については、長崎県農業会議が後日設定し通知があるかと思しますので、今後とも継続した活動をお願い

いします。

次にその他の事項2について説明させていただきます。資料の2ページと3ページに「令和3年度下半期の活動記録集計表」を記載しておりますのでご参照ください。こちらも4月からの集計分については記載内容が変わるかもしれませんので、新しい表で記載をさせていただくかことになるかもしれません。説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に皆様方から、ご意見・ご質問・各地域からのご報告などございませんか。なんでも結構です。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、最後にその他の事項4「令和4年4月、5月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○係長 それでは、資料は4のページをご覧ください。はじめに4月の行事予定です。8日金曜日に長崎県農業会議常設審議委員会が、13時半から長崎県農協会館で開催され、会長が出席される予定です。21日木曜日14時から運営委員会、28日木曜日14時から4月総会を開催する予定です。次に、5月の行事予定です。10日火曜日が長崎県農業会議常設審議委員会、23日月曜日が農業委員会運営委員会、30日月曜日が農業委員会総会を開催する予定としております。行事予定のお知らせは以上でございます。

○議長 ありがとうございます。それでは、これで3月の農業委員会総会を終了させていただきます。大変ご苦労様でした。